

1. 活動目的

活動を通して、建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」を体得させる。自主性、協調性、責任感を育成するとともに、志を同じくする仲間と互いに競い励まし合う中で連帯感を育成し人間関係形成力を養う。

活動目標

- (1) 規律正しく、楽しい学校生活を築き、自主的な生活態度や、社会人となるための態度や習慣を身につける。
- (2) 健全な趣味や豊かな教養および余暇を活用する態度を身につける。
- (3) 健康の保持増進をはかるよう心がける。
- (4) みんなの協力で、よい集団生活ができるよう心がける。

2. 設置部

運動系:軟式野球 卓球(男女) バasketボール(男女) ソフトテニス(男女) ダンス

文科系:科学技術 合唱 ディベート 文芸 茶道 華道 美術

※入部は2つまで。但し、運動部への複数入部はできない。

3. 活動時間等

生徒の健全な成長を促す視点に立ち、生徒の体力や技能を考慮して過度な負担につながらないように、活動時間や休養日を適切に設定する。

I. 活動時間

A. 4月～2学期中間試験、学年末試験～3月末 授業終了から17時15分まで。

B. 2学期中間試験～学年末試験 授業終了から16時45分まで。

※なお、許可されれば1時間までの延長が可能、ただし17時45分を超えてはならない。B期間は17時15分まで。

II. 土日のうち1日は休養日を設定する。公式戦などで休養日を設定することが不可能な場合は翌日に設定する。

III. 試合出場の為に特別の強化練習を必要とする時は、生徒及び保護者の了解を得たうえで、申請し、校長の許可を得て練習時間の延長をすることができる。ただし、時間延長は1時間以内とする。また試合の2週間前から7日間を超えないこと。時間延長は17時45分を超えないこと。

IV. 定期試験の時間割発表後から試験終了前日までは活動を中止する。

V. 校外での活動や休日の活動(他校との練習試合、校外での練習、撮影、スケッチ、理科野外実習など)を行うときは、その主旨・日時・場所等を明示して校長の許可を得なければならない。

VI. 上記の活動をするとき、顧問は必ず付き添い、安全管理に努める。

VII. 部活動の合宿(校内外)は、原則として禁止する。但し、活動上必要で目的計画等が明瞭で、学校長が認めた場合は実施できる。

- ① 休暇中に行い、3泊を越えない。
- ② 引率教員が同宿することを原則とする。
- ③ 2週間以上前に合宿許可願い及び計画書を校長に提出する。
- ④ 許可を受けた顧問は、計画書、申込書を保護者に通知する。
- ⑤ 参加者名簿を校長に提出する。
- ⑥ 終了後、決算報告を保護者に通知する。